

エネルギー使用合理化技術開発等事業費補助金（サプライチェーンデータ連携基盤の構築に向けた実証・普及事業）交付規程

制定 令和8年3月30日

（通則）

第1条 エネルギー使用合理化技術開発等事業費補助金（サプライチェーンデータ連携基盤の構築に向けた実証・普及事業）（以下「補助金」という。）の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、エネルギー使用合理化技術開発等事業費補助金（サプライチェーンデータ連携基盤の構築に向けた実証・普及事業）交付要綱（20250813財製第1号）（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人 自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター（以下「センター」という。）が、サプライチェーンデータ連携基盤の構築に向けた実証・普及事業に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

「間接補助事業者 アプリ事業者」とは、要綱第2条に定める自動車LCAのデータ連携基盤構築に資するアプリケーション開発に関する、自動車ライフサイクルアセスメント（以下、「自動車LCA」という。）アプリケーションのプロトタイプ開発及び実証を実施する者をいう。

2 「間接補助基盤事業者 データ連携基盤開発事業者」とは、要綱第2条に定める自動車LCAのデータ連携基盤構築に資するアプリケーション開発に関する、自動車LCAのアプリケーションと接続して、サプライチェーンデータ連携基盤の開発及び実証を実施する者をいう。

3 「採択事業者」とは、本交付規程に基づき採択された間接補助事業者をいう。

4 「事務局」とは、本補助金の交付、管理、監督を行うセンターを指す。

その他の用語は要綱に準じる。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第4条 センターは、地方公共団体、その他の法人（独立行政法人を除く）、サプライチェーンデータ連携基盤の構築に向けた実証・普及事業（以下「実証」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）を基に、一定の基準に従って求めた補助金を、予算の範囲内において、交付するものとする。この場合において、当該実証に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別紙 暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

2 前項の補助金の交付の対象となるサプライチェーンデータ連携基盤の構築に向けた実証・普及事業（以下「補助対象実証事業」という。）は、第3条第1項及び第3条第2項に定める実証を行う者に対し、実証に必要な費用の一部を助成する。

3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

(補助金の交付額)

第5条 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付額は、別表1の定めに従って算定する。

2 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付額は、別表1の区分に応じて、別表1に規定する補助金交付額とし、補助率が規定されている場合は補助率を乗じた金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、センターが別に定める日までに、センターが定める様式による補助金交付申請書をセンターに提出（以下「交付申請」という。）しなければならない。

2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一 交付申請が、自動車LCAアプリケーション1種、又は、サプライチェーンデータ連携基盤データ連携基盤1システムごとに行われていること。

二 国の他の補助金（ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。）と重複して交付申請していないこと。

三 補助対象経費の中に自社製品の調達分が含まれる場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。

四 申請者が反社会的勢力及びそれに準ずるものではないこと。

(交付の決定等)

第7条 センターは、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、センターが定める様式により申請者に通知（以下「補助金交付決定通知」という。）するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該通知のもととなった交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める様式による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

2 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受ける前において、補助金の交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、センターに申告しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第1項の補助金交付決定通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助金の額の確定等)

第10条 センターは、エネルギー使用合理化技術開発等事業に係る交付申請があり、第7条第1項の交付の決定をしたときは、併せて補助金の額の確定を行い、当該補助金交付決定通知と併せて補助金の額をセンターが定める様式により通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 センターは、交付要綱第17条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があ

ったときは、前条の規定により確定した交付すべき補助金を遅延なく申請者に支払うものとする。

2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が補助金交付申請書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 センターは、第9条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第1項の交付決定通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二 交付決定通知のもととなった交付申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合。

三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

五 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第10条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 センターは、第1項に基づき交付決定を取り消したときには、センターが定める様式の補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 センターは、第1項に基づき交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式の補助金返還命令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

5 センターは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付させることができる。

(承認の取消し等)

第12条の2 センターは、補助金の交付の対象事業の採択事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第4条第2項の承認を取り消し、又は第5条第1項の補助金交付額を変更することができる。

一 法令、本規程、又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二 故意又は過失により実際と異なる仕様で第4条第2項の申請を行ったことが判明した場合。

三 不正、怠慢、その他のセンターが定める事項に違反した場合。

2 センターは、前項の承認の取消し又は補助金交付額の変更を行ったときは、当該採択事業者の第4条第2項の規定による申請を一定の期間拒否し、及び当該採択事業者の名称を公表することができる。

3 センターは、第1項の承認の取消し又は補助金交付額の変更を行ったときは、その取消し又は変更をされた補助金の交付の対象事業に係る第7条第1項の交付決定通知を受けた申請者について、同項の規定による決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前条第2項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した取得財産等については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。センターは補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を求めることができる。

3 センターは、本規程に準じた取得財産等の管理規程を作成して補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

第14条 取得財産等については、一定の期間、処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）を制限する。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める。

3 取得財産等の内、処分を制限するものはセンターが別に定める。

4 前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。センターは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。

5 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

6 第4項及び前項の納付について、納付期限は納付指示の通知日から20日以内とし、納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

7 センターは、第12条第4項、本条第4項又は本条第5項において、補助金の返還等を命じた者及びそれに準ずる者から新しい申請があった場合は、当該補助金の返納が完了したことを確認するまで、新しい申請の補助金の交付を拒否することができる。

(センターによる調査)

第15条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けた申請者（申請者が補助金の交付を受けた後を含む。以下「申請者等」という。）に対して取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。

2 前項の申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請)

第16条 センターは、国の施策に基づき企業の枠を越えたサプライチェーン全体の二酸

化炭素排出量の可視化・連携ツールの導入の促進を図るため、必要な範囲において申請者等に対してエネルギー使用合理化技術開発等事業の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第17条 センターは、第6条第1項の規定に基づいて別に指定する補助金交付申請書提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

2 センターは、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(個人情報保護)

第18条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第6条第1項の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

第20条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項はセンターが別に定める。

2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、補助対象経費の算定等に資する自動車LCAの動向調査、自動車LCAの普及に向けた調査等を行うことが

できる。

附則

- 1 この交付規程は、令和8年3月30日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1) 補助対象経費、補助率及び補助金交付額

補助金の交付の対象、補助金交付額及び補助率を示す。		
補助金の交付の対象	補助金交付額	補助率
自動車 LCA アプリケーションのプロトタイプ開発 (採択予定事業数：1件)	20,000 千円	補助対象経費 の 2/3
サプライチェーンデータ連携基盤「トレーサビリティ管理システムの基盤整備」 (採択予定事業数：1件)	50,000 千円	補助対象経費 の 1/2
補助対象経費を示す。		
経費項目	内容	
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費	
II. 事業費		
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費	
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）	
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）	
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入経費	
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費	
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費	
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費	
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 例) - 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）	

	<ul style="list-style-type: none"> - 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用し 8 た料金が算出できる場合） - 設備の修繕・保守費 - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。）

（別表2）補助金の申請要件

<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発責任者の明確化（プロジェクト責任者の設置） ② 外部委託の場合の責任範囲・再委託制限 ③ 情報セキュリティ管理者の設置 ④ 情報セキュリティ基本方針の策定 以下を満たすセキュリティ方針を策定すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報資産の管理ルール ・ アクセス権限管理の方法 ・ 外部委託先管理に関する基準 ・ 情報の保管・利用・廃棄に関する基準 ⑤ センターから求められた場合には、開発に関するデータ（進捗・品質報告等）を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること。
